

一般土木工事

◎入札・契約の実施内容について

(1) 条件付き一般競争入札方式 《設計金額が130万円以上の工事》

①対象工事

- ・土木一式工事

②入札参加資格要件

ア 田村市の工事等入札参加有資格者名簿に登録されていること。

イ 地方自治法施行令による入札参加制限に該当しないこと。

ウ 指名停止を受けていないこと。

エ 個別工事毎の参加資格要件

- ・県内に本店及び建設業法に基づく営業所を置く建設業者で、経営事項審査結果が一定の基準以上である者（基準は、工種により別に定める。）
- ・市内に本店を有する建設業者で経営事項審査結果及び主観点の総合点が一定の基準以上である者

オ 個別工事ごと定める施工技術要件

- ・過去に同等以上の工事实績を有する者
- ・技術者の適正な配置ができる者

③入札参加者の枠組

個別工事ごとの入札参加資格要件は【別表－1】に基づく枠組みにより運用する。

④入札参加の手続き等

ア 対象工事は、公告する。（掲示場及びホームページ）

イ 対象工事の見積については設計図書の閲覧及び貸出しすることができる。

ウ 入札の執行にあたっては、工事内訳書の提示を求める。

⑤参加方式

- ・混合方式、単独又はJVとする。

【別表－1】一般土木工事

- ・《経営事項審査点数は建設業法第27条第3項で経営規模、経営状況、技術職員、営業年数等で点数を定める。また、総合点数で定める場合は、経営事項審査点数に市が定める主観点を加えた点数とする。》

体系	基準額	入札参加資格等の要件	参加方式
条件付き一般競争入札方式	3億円以上	①市内業者 (総合点数が1,000点以上) ②県内業者 (県内に本社を有し、経営事項審査点数が「別に定める」基準以上) ③準県内業者 (県内に営業所を有し、経営事項審査点数が「別に定める」基準以上) ④特定建設業の許可を有すること	混合方式 (単独又はJV)
	1億5千万円以上 3億円未満	①市内業者 (総合点数が900点以上) ②準市内業者 (市内に支店、営業所を有し、経営事項審査点数が900点以上) ③特定建設業の許可を有すること	
	4千万円以上 1億5千万円未満	①市内業者 (総合点数が850点以上)	単独方式 (単独)
	1千5百万円以上 4千万円未満	①市内業者 (総合点数が750点以上)	
	130万円以上 1千5百万円未満	①市内業者 (総合点数が500点以上)	

注意1 特殊工事又は上記以外の工事は基準表によらないことができる。

2 基準額は設計額とする。

3 基準表は、必要に応じて見直しするものとする。

4 災害復旧工事又は専門性・特異性のあるものはこの限りでない。

舗装工事

◎入札・契約の実施内容について

(1) 条件付き一般競争入札方式 《設計金額が130万円以上の工事》

①対象工事

- ・舗装工事

②入札参加資格要件

- ア 田村市の工事等入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令による入札参加制限に該当しないこと。
- ウ 指名停止を受けていないこと。
- エ 個別工事毎の参加資格要件
 - ・県内に本店及び建設業法に基づく営業所を置く建設業者で、経営事項審査結果が一定の基準以上である者（基準は、工種により別に定める。）
 - ・市内に本店を有する建設業者で経営事項審査結果及び主観点の総合点が一定の基準以上である者
- オ 個別工事ごと定める施工技術要件
 - ・過去に同等以上の工事实績を有する者
 - ・技術者の適正な配置ができる者

③入札参加者の枠組

個別工事ごとの入札参加資格要件は【別表－1】に基づく枠組みにより運用する。

④入札参加の手続き等

- ア 対象工事は、公告する。（掲示場及びホームページ）
- イ 対象工事の見積については設計図書の閲覧及び貸出しすることができる。
- ウ 入札の執行にあたっては、工事内訳書の提示を求める。

⑤参加方式

- ・混合方式、単独又はJVとする。

【別表－1】舗装工事

- ・《経営事項審査点数は建設業法第27条第3項で経営規模、経営状況、技術職員、営業年数等で点数を定める。また、総合点数で定める場合は、経営事項審査点数に市が定める主観点を加えた点数とする。》

体系	基準額	入札参加資格等の要件	参加方式
条件付き一般競争入札方式	3億円以上	①市内業者 (総合点数が1,000点以上) ②県内業者 (県内に本社を有し、経営事項審査点数が「別に定める」基準以上) ③準県内業者 (県内に営業所を有し、経営事項審査点数が「別に定める」基準以上) ④特定建設業の許可を有すること	混合方式 (単独又はJV)
	1億5千万円以上 3億円未満	①市内業者 (総合点数が900点以上) ②準市内業者 (市内に支店、営業所を有し、経営事項審査点数が900点以上) ③特定建設業の許可を有すること	
	4千万円以上 1億5千万円未満	①市内業者 (総合点数が850点以上)	単独方式 (単独)
	1千万円以上 4千万円未満	①市内業者 (総合点数が750点以上)	
	130万円以上 1千万円未満	①市内業者 (総合点数が500点以上)	

注意1 特殊工事又は上記以外の工事は基準表によらないことができる。

2 基準額は設計額とする。

3 基準表は、必要に応じて見直しするものとする。

4 災害復旧工事又は専門性・特異性のあるものはこの限りでない。

建築工事

◎入札・契約の実施内容について

(1) 条件付き一般競争入札方式 《設計金額が130万円以上の工事》

①対象工事

- ・建築一式工事

②入札参加資格要件

ア 田村市の工事等入札参加有資格者名簿に登録されていること。

イ 地方自治法施行令による入札参加制限に該当しないこと。

ウ 指名停止を受けていないこと。

エ 個別工事毎の参加資格要件

- ・県内に本店及び建設業法に基づく営業所を置く建設業者で、経営事項審査結果が一定の基準以上である者（基準は、工種により別に定める。）

- ・市内に本店を有する建設業者で経営事項審査結果及び主観点の総合点が一定の基準以上である者

オ 個別工事ごとと定める施工技術要件

- ・過去に同等以上の工事实績を有する者
- ・技術者の適正な配置ができる者

③入札参加者の枠組

個別工事ごとの入札参加資格要件は【別表－1】に基づく枠組みにより運用する。

④入札参加の手続き等

ア 対象工事は、公告する。（掲示場及びホームページ）

イ 対象工事の見積については設計図書の閲覧及び貸出しすることができる。

ウ 入札の執行にあたっては、工事内訳書の提示を求める。

⑤参加方式

- ・混合方式、単独又はJVとする。

【別表－1】建築工事

- ・《経営事項審査点数は建設業法第27条第3項で経営規模、経営状況、技術職員、営業年数等で点数を定める。また、総合点数で定める場合は、経営事項審査点数に市が定める主観点を加えた点数とする。》

体系	基準額	入札参加資格等の要件	参加方式
条件付き一般競争入札方式	5億円以上	①市内業者 (総合点数が1,000点以上) ②県内業者 (県内に本社を有し、経営事項審査点数が「別に定める」基準以上) ③準県内業者 (県内に営業所を有し、経営事項審査点数が「別に定める」基準以上) ④特定建設業の許可を有すること	混合方式 (単独又はJV)
	3億円以上 5億円未満	①市内業者 (総合点数が900点以上) ②準市内業者 (市内に支店、営業所を有し、経営事項審査点数が900点以上) ③特定建設業の許可を有すること	単独方式
	1千5百万円以上 3億円未満	①市内業者 (総合点数が750点以上) ②特定建設業の許可を有すること (2億円以上の場合)	(単独)
	130万円以上 1千5百万円未満	①市内業者 (総合点数が450点以上)	

注意1 特殊工事又は上記以外の工事は基準表によらないことができる。

2 基準額は設計額とする。

3 基準表は、必要に応じて見直しするものとする。

4 災害復旧工事又は専門性・特異性のあるものはこの限りでない。

電気設備工事

◎入札・契約の実施内容について

(1) 条件付き一般競争入札方式 《設計金額が130万円以上の工事》

①対象工事

- ・電気設備工事

②入札参加資格要件

ア 田村市の工事等入札参加有資格者名簿に登録されていること。

イ 地方自治法施行令による入札参加制限に該当しないこと。

ウ 指名停止を受けていないこと。

エ 個別工事毎の参加資格要件

- ・県内に本店及び建設業法に基づく営業所を置く建設業者で、経営事項審査結果が一定の基準以上である者（基準は、工種により別に定める。）

- ・市内に本店を有する建設業者で経営事項審査結果及び主観点の総合点が一定の基準以上である者

オ 個別工事ごと定める施工技術要件

- ・過去に同等以上の工事实績を有する者

- ・技術者の適正な配置ができる者

③入札参加者の枠組

個別工事ごとの入札参加資格要件は【別表－1】に基づく枠組みにより運用する。

④入札参加の手続き等

ア対象工事は、公告する。（掲示場及びホームページ）

イ対象工事の見積については設計図書の閲覧及び貸出しすることができる。

ウ入札の執行にあたっては、工事内訳書の提示を求める。

⑤参加方式

- ・混合方式、単独又はJVとする。

【別表－1】電気設備工事

- ・《経営事項審査点数は建設業法第27条第3項で経営規模、経営状況、技術職員、営業年数等で点数を定める。また、総合点数で定める場合は、経営事項審査点数に市が定める主観点を加えた点数とする。》

体系	基準額	入札参加資格等の要件	参加方式
条件付き一般競争入札方式	3億円以上	①市内業者 (総合点数が850点以上) ②県内業者 (県内に本社を有し、経営事項審査点数が「別に定める」基準以上) ③準県内業者 (県内に営業所を有し、経営事項審査点数が「別に定める」基準以上) ④特定建設業の許可を有すること	混合方式
	2億円以上 3億円未満	①市内業者 (総合点数が700点以上) ②準市内業者 (市内に支店、営業所を有し、経営事項審査点数が700点以上) ③特定建設業の許可を有すること	(単独又はJV)
	6千万円以上 2億円未満	①市内業者 (総合点数が650点以上)	
	130万円以上 6千万円未満	①市内業者 (総合点数が400点以上)	単独方式 (単独)

注意1 特殊工事又は上記以外の工事は基準表によらないことができる。

2 基準額は設計額とする。

3 基準表は、必要に応じて見直しするものとする。

4 災害復旧工事又は専門性・特異性のあるものはこの限りでない。

暖冷房衛生設備工事

◎入札・契約の実施内容について

(1) 条件付き一般競争入札方式 《設計金額が130万円以上の工事》

①対象工事

- ・暖冷房衛生設備工事

②入札参加資格要件

ア 田村市の工事等入札参加有資格者名簿に登録されていること。

イ 地方自治法施行令による入札参加制限に該当しないこと。

ウ 指名停止を受けていないこと。

エ 個別工事毎の参加資格要件

- ・県内に本店及び建設業法に基づく営業所を置く建設業者で、経営事項審査結果が一定の基準以上である者（基準は、工種により別に定める。）

- ・市内に本店を有する建設業者で経営事項審査結果及び主観点の総合点が一定の基準以上である者

オ 個別工事ごと定める施工技術要件

- ・過去に同等以上の工事实績を有する者
- ・技術者の適正な配置ができる者

③入札参加者の枠組

個別工事ごとの入札参加資格要件は【別表－1】に基づく枠組みにより運用する。

④入札参加の手続き等

ア 対象工事は、公告する。（掲示場及びホームページ）

イ 対象工事の見積については設計図書の閲覧及び貸出しすることができる。

ウ 入札の執行にあたっては、工事内訳書の提示を求める。

⑤参加方式

- ・混合方式、単独又はJVとする。

【別表－1】暖冷房衛生設備工事

- ・《経営事項審査点数は建設業法第27条第3項で経営規模、経営状況、技術職員、営業年数等で点数を定める。また、総合点数で定める場合は、経営事項審査点数に市が定める主観点を加えた点数とする。》

体系	基準額	入札参加資格等の要件	参加方式
条件付き一般競争入札方式	3億円以上	①市内業者 （総合点数が750点以上） ②県内業者 （県内に本社を有し、経営事項審査点数が「別に定める」基準以上） ③準県内業者 （県内に営業所を有し、経営事項審査点数が「別に定める」基準以上） ④特定建設業の許可を有すること	混合方式
	2億円以上 3億円未満	①市内業者 （総合点数が650点以上） ②準市内業者 （市内に支店、営業所を有し、経営事項審査点数が650点以上） ③特定建設業の許可を有すること	（単独又はJV）
	6千万円以上 2億円未満	①市内業者 （総合点数が600点以上）	
	130万円以上 6千万円未満	①市内業者 （総合点数が400点以上）	単独方式 （単独）

注意1 特殊工事又は上記以外の工事は基準表によらないことができる。

2 基準額は設計額とする。

3 基準表は、必要に応じて見直しするものとする。

4 災害復旧工事又は専門性・特異性のあるものはこの限りでない。

上水道工事

◎入札・契約の実施内容について

(1) 条件付き一般競争入札方式 《設計金額が130万円以上の工事》

①対象工事

- ・上水道工事

②入札参加資格要件

ア 田村市の工事等入札参加有資格者名簿に登録されていること。

イ 地方自治法施行令による入札参加制限に該当しないこと。

ウ 指名停止を受けていないこと。

エ 個別工事毎の参加資格要件

- ・県内に本店及び建設業法に基づく営業所を置く建設業者で、経営事項審査結果が一定の基準以上である者（基準は、工種により別に定める。）

- ・市内に本店を有する建設業者で経営事項審査結果及び主観点の総合点が一定の基準以上である者

オ 個別工事ごと定める施工技術要件

- ・過去に同等以上の工事实績を有する者

- ・技術者の適正な配置ができる者

③入札参加者の枠組

個別工事ごとの入札参加資格要件は【別表－1】に基づく枠組みにより運用する。

④入札参加の手続き等

ア 対象工事は、公告する。（掲示場及びホームページ）

イ 対象工事の見積については設計図書の閲覧及び貸出しすることができる。

ウ 入札の執行にあたっては、工事内訳書の提示を求める。

⑤参加方式

- ・混合方式、単独又はJVとする。

【別表－1】上水道工事

- ・《経営事項審査点数は建設業法第27条第3項で経営規模、経営状況、技術職員、営業年数等で点数を定める。また、総合点数で定める場合は、経営事項審査点数に市が定める主観点を加えた点数とする。》

体系	基準額	入札参加資格等の要件	参加方式
条件付き一般競争入札方式	3億円以上	①市内業者 (総合点数が850点以上) ②県内業者 (県内に本社を有し、経営事項審査点数が「別に定める」基準以上) ③準県内業者 (県内に営業所を有し、経営事項審査点数が「別に定める」基準以上) ④特定建設業の許可を有すること	混合方式 (単独又はJV)
	2億円以上 3億円未満	①市内業者 (総合点数が800点以上) ②準市内業者 (市内に支店、営業所を有し、経営事項審査点数が800点以上) ③特定建設業の許可を有すること	単独方式 (単独)
	6千万円以上 2億円未満	①市内業者 (総合点数が750点以上)	
	1千万円以上 6千万円未満	①市内業者 (総合点数が650点以上)	
	130万円以上 1千万円未満	①市内業者 (総合点数が450点以上)	

注意1 特殊工事又は上記以外の工事は基準表によらないことができる。

2 基準額は設計額とする。

3 基準表は、必要に応じて見直しするものとする。

4 災害復旧工事又は専門性・特異性のあるものはこの限りでない。

下水道工事

◎入札・契約の実施内容について

(1) 条件付き一般競争入札方式 《設計金額が130万円以上の工事》

①対象工事

- ・下水道設備工事

②入札参加資格要件

ア 田村市の工事等入札参加有資格者名簿に登録されていること。

イ 地方自治法施行令による入札参加制限に該当しないこと。

ウ 指名停止を受けていないこと。

エ 個別工事毎の参加資格要件

- ・県内に本店及び建設業法に基づく営業所を置く建設業者で、経営事項審査結果が一定の基準以上である者（基準は、工種により別に定める。）

- ・市内に本店を有する建設業者で経営事項審査結果及び主観点の総合点が一定の基準以上である者

オ 個別工事ごと定める施工技術要件

- ・過去に同等以上の工事实績を有する者

- ・技術者の適正な配置ができる者

③入札参加者の枠組

個別工事ごとの入札参加資格要件は【別表－1】に基づく枠組みにより運用する。

④入札参加の手続き等

ア 対象工事は、公告する。（掲示場及びホームページ）

イ 対象工事の見積については設計図書の閲覧及び貸出しすることができる。

ウ 入札の執行にあたっては、工事内訳書の提示を求める。

⑤参加方式

- ・混合方式、単独又はJVとする。

【別表－1】下水道設備工事

- ・《経営事項審査点数は建設業法第27条第3項で経営規模、経営状況、技術職員、営業年数等で点数を定める。また、総合点数で定める場合は、経営事項審査点数に市が定める主観点を加えた点数とする。》

体系	基準額	入札参加資格等の要件	参加方式
条件付き一般競争入札方式	3億円以上	①市内業者 (総合点数が1,000点以上) ②県内業者 (県内に本社を有し、経営事項審査点数が「別に定める」基準以上) ③準県内業者 (県内に営業所を有し、経営事項審査点数が「別に定める」基準以上) ④特定建設業の許可を有すること	混合方式 (単独又はJV)
	2億円以上 3億円未満	①市内業者 (総合点数が950点以上) ②準市内業者 (市内に支店、営業所を有し、経営事項審査点数が950点以上) ③特定建設業の許可を有すること	単独方式 (単独)
	6千万円以上 2億円未満	①市内業者 (総合点数が900点以上)	
	1千万円以上 6千万円未満	①市内業者 (総合点数が750点以上)	
	130万円以上 1千万円未満	①市内業者 (総合点数が450点以上)	

注意1 特殊工事又は上記以外の工事は基準表によらないことができる。

2 基準額は設計額とする。

3 基準表は、必要に応じて見直しするものとする。

4 災害復旧工事又は専門性・特異性のあるものはこの限りでない。